

重要事項説明書

(訪問リハビリテーション)

利用者： _____ 様

事業者： 松村循環器・外科医院

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	松村循環器・外科医院
所在地	広島市佐伯区楽々園 2 丁目 2-19
連絡先	082-923-0232
管理者名	松村 誠
サービス種類	訪問リハビリテーション
介護保険指定番号	3410215796
サービス提供地域	広島市西区・佐伯区、廿日市市

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 30
定休日	土・日・祝日

(3) 職員体制

	資格	
管理者	医師	常勤 1 名
理学療法士	理学療法士	常勤 2 名、非常勤 2 名

2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

- ① 相談、事故、苦情等の連絡先は下記とし、連絡時には速やかに対応いたします。
- ② 苦情、相談等あれば、担当職員が対応し、更に必要な時は「苦情解決に関する処理要綱」に従い、適切に対応いたします。

TEL : 082-923-0232

FAX : 082-923-0287

担当部署： 訪問リハビリ

担当者： 原 眞里亜

受付時間：午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 30

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

(行政機関) 広島市介護保険課・苦情相談窓口 TEL : (082) 504-2183

佐伯区健康長寿課介護保険係 TEL : (082) 943-9730

廿日市高齢介護課・苦情相談窓口 TEL : (0829) 30-9155

3 サービス内容

- (1) 理学療法士や作業療法士が、ご利用者様の自宅を訪問し、医師の指示に基づいて、ご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、身体面では、関節拘縮の予防・筋力や体力の改善、精神面では、知的能力の維持・改善などを目的にサービスを提供します。
- (2) 交通事情などにより、稀にサービス時間が前後することがございますが、ご了承ください。

4 利用料金

(1) 費用

原則として、料金表に記載されている利用料金の1割又は2割又は3割が利用者負担額になります。

(2) 利用料金などのお支払い方法

毎月月末締めとし、翌月10日頃に当月分の料金を請求いたしますので、末日までに現金にてお支払いください。

(3) 料金表

【要支援1・2】

項目	単位
介護予防訪問リハビリテーション費	298 単位/1回
介護予防訪問リハビリサービス提供体制加算 ※1	6 単位/1回

【要介護1～5】

項目	単位
訪問リハビリテーション費	308 単位/1回
訪問リハビリサービス提供体制加算 ※1	6 単位/1回
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）＋医師による説明	483 単位/月

※1 経験年数7年目以上のPT・OTの配置による加算

* 短期集中リハビリテーション実施加算：医療機関から退院した日、または介護保険施設から退所した日、もしくは要介護（支援）認定を受けた日から起算して3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に実施した場合（2回以上/週）に200単位/日、算定します。

* 退院時共同指導加算：医療機関からの退院後に介護保険のリハビリテーションを行う際、リハビリテーション事業所の理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、退院共同指導を行った場合に600単位/回算定します。

* 認知症短期集中リハビリテーション実施加算：認知症であると医師が判断した者で、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、医師の指示を受けた理学療法士等が退院日または訪問開始日から3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に実施した場合に200単位/日（2回以上/週まで）算定します。

その他の費用

ご利用者の住まいにおいて、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話などの費用は、ご利用者様の負担になります。

(4) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

(5) キャンセル料

① ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場合	一律1000円

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。
キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

5 緊急時の対応

当事業者におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主治医	病院名	松村循環器・外科医院	
	主治医氏名		
	連絡先	(082) 921-0434	
緊急連絡先①	氏名	(続柄:)	
	連絡先	(自宅)	(携帯)
緊急連絡先②	氏名	(続柄:)	
	連絡先	(自宅)	(携帯)

6 個人情報の取り扱いについて

- ① 事業の実施にあたり、知り得た利用者または家族の情報は正当な理由無く、第三者に漏らしません。
- ② 以下の場合個人情報（家族情報・利用者の生活状況・医療に関する事等）を使用することがあります。
 - ・ 利用者がサービス利用に際して必要となる、居宅サービス事業所等との連絡。
 - ・ 施設サービス計画に沿って、円滑にサービスが提供されるように行われる会議、連絡、調整等。
 - ・ 医療機関との連携が必要となった場合。

7 業務継続計画（BCP）の策定等（非常災害対策）

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防災管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 感染症や自然災害は発生した場合において迅速に行動できるための研修や訓練の実施。

8 衛生管理等

- ① 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問リハビリ事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 感染症の蔓延防止のため、職員は感染に関わる研修を徹底し、状況に合わせて必要な個人防具の装備を行います。可能な限り、利用者、ご家族様にもマスクの装着をお願いいたします。
- ④ 感染症等の状況により、訪問時間の変更をお願いする場合がありますのでご了解ください。

9 禁止行為（ハラスメント等）

訪問リハビリの利用当たっては、次に掲げる行為は行わないでください。

- ① 職員の心身に危害を及ぼす（又は及ぼすおそれのある）行為
(叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする等)
- ② 事業者又は事業所の運営に支障を与える（又は及ぼすおそれのある）行為
- ③ その他、適切な訪問リハビリの提供を妨げる（又は及ぼすおそれのある）行為
- ④ 訪問リハビリの提供中の喫煙、飲酒等の行為。

上記行為により、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除する事もあります。

10 虐待防止について

- ① 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のために次の措置を講ずるものとします。
虐待防止のための対策を検討する委員会を設置しています。
虐待防止に関する責任者を定めております。
- ② 虐待防止のための指針の整備。
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施。

【事業者】

住 所： 広島市佐伯区楽々園2丁目2-19

法 人 名： 医療法人 松村循環器・外科医院

代 表 者： 理事長 松村 誠 印

【事業所】

住 所： 広島市佐伯区楽々園2丁目2-19

事業所名： 松村循環器・外科医院

担当者_____より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

【ご利用者】 住 所 _____

氏 名 _____ 印

【代理人】 住 所 _____

氏 名 _____ 印 (続柄 _____)

署名代行理由：